

役員、評議員、第三者委員、及び評議員選任・解任委員の報酬 並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人善光会（以下「この法人」という。）の、役員、評議員、第三者委員、及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 第三者委員とは、この法人が定める苦情解決規程及び虐待防止規程で定める者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 役員に対しては、理事会出席等、必要な都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員には、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。
- 4 第三者委員及び評議員選任・解任委員には職務執行の対価として報酬等を支払うことができる

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員及び評議員の報酬総額は、年間30万円以内とする。

- 2 その他の委員等の報酬は、別に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員、評議員、第三者委員、及び評議員選任・解任委員等にはその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員、評議員、第三者委員及び、評議員選任・解任委員には、会議出席に要する費（交通費、宿泊費）を、合理的な手段による方法で算出した実費を支給することができる。

(報酬等の支給日)

第7条 役員、評議員、第三者委員及び、評議員選任・解任委員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成30年3月28日（評議員会の議決日）から施行する。

別記1 理事・監事の報酬

理事：理事会・評議員会出席の都度 1人一律2,000円

監事：理事会・評議員会出席の都度 1人一律2,000円

別記2 評議員の報酬

評議員会出席の都度 1人一律2,000円

別記3 第三者委員、評議員選任・解任委員等の報酬

必要な会議に出席の都度 1人一律2,000円